# 文部科学省による虚偽証拠捏造行為 -解散命令請求裁判で暴かれた国家権力の大罪-

令和7年2月19日 世界平和統一家庭連合代理人 弁護士 福本修也

世界平和統一家庭連合(以下,「家庭連合」という。)に対する宗教法人解散命令申立事件(東京地方裁判所令和5年(チ)第42号)において,申立人である文部科学省(以下,「文科省」という。)は,元信者ら名義の陳述書及び証言調書を合計294名分提出した。ただし,これら陳述書の名義人には,信者の親族,文科省職員,反対派弁護士など元信者でない者33名が含まれており,これらを除く元信者は合計261名であった。このうち,元二世信者8名を除く253名の約9割は15年以上前に入信した者らであり,50年以上前に入信した元信者や何十年も前に脱会した元信者らまでもが含まれていた。これらの者に関しては,かつて家庭連合を被告とする民事裁判で出された陳述書や供述調書がそのまま本件裁判の証拠として流用・提出されていた。

一方,家庭連合が『コンプライアンス宣言』を発した2009年以降に入会した一世信者の陳述書は19名で,このうち18名は,今回,文科省が聴取りを行って陳述書案を起案し,これに供述名義人が署名捺印するという形で作成され,出来上がった陳述書が本件解散命令裁判に証拠として提出された(残り1名は家庭連合を被告とする民事裁判の原告であり,同裁判で提出された原告陳述書の写しを文科省が証拠として流用・提出)。

家庭連合は、本件裁判において、古い陳述書や調書についてもその内容の虚偽性を指摘して反論・反証を行ったが、実際に本件裁判で問題となるのは、「現在、家庭連合について解散事由が存在するか否か」であった。そこで、比較的新しい上記 18 名の一世信者の陳述書に対しては特に入念な反論・反証を行った。その上で、2005年以降に入会した元信者で、客観的証拠からみて、陳述内容の虚偽が明らかでその虚偽性が特に酷い元信者5名(『コンプライアンス宣言』後の入会者3名、同宣言前の入会者2名)を選抜して証人尋問を申請した。ところが、文科省は、このうち供述内容の虚偽の程度が酷い2名に対する証人

採用について強硬な反対意見を出した。同省は、反対する理由として年齢や健康上の問題などを挙げていたが、「供述内容の嘘が酷過ぎて法廷に出したくない」というのが本音であるのは見え透いていた。結局、裁判所の裁量により元信者A及びBの2名の女性が証人として採用され、2024年12月9日にAに対する証人尋問、同月12日にBに対する証人尋問が各実施された(上記2期日にはその外に現役信者3名の証人尋問が行われており、その内訳はAとBに対応する対抗証人各1名と一般信者の代表1名である。)。本件裁判で陳述書名義人である元信者に対する証人尋問を行う目的は、「文科省が悪意をもって組織的に虚偽陳述書を作成し、家庭連合を陥れようとした事実」を法廷で暴露してこれを立証することにあった。

以下、本件裁判の審理過程で明らかになった文科省の「犯罪」ともいうべき 虚偽捏造陳述書作成の実態について明らかにする(非公開裁判であることから 登場人物の個人情報の取り扱いには配慮する)。

記

## 1. Aに対する証人尋問

# (1) Aの陳述書での供述内容

Aは1955年生まれの女性で2023年7月に陳述書を作成した当時67歳の元信者であった。Aの陳述書には以下の経緯が記されていた。

時期	出来事
2015年6月頃	家庭連合の信者から勧誘を受け家庭連合の教育施設で
	教義を学び始めた。
2015年8月	家系図を元に、どの先祖にどんな問題があるか説明を
	受けた。その他下記説明を受けた。
	・娘の鬱病等の精神病は先祖の怨念によるものであり、
	先祖の解怨をしなければならない
	・酷い家系だ
	・Aが母から虐待を受けたのも、離婚したのも家系のせ
	V
	・家系の救い主のAが地獄で苦しむ先祖を救わなければな
	らない

	・地獄は何種類もあり多くの先祖が地獄で苦しんでいる
	・先祖を救えばAも家族も地獄に行かずに済む
	・先祖を救えば因縁から解放されAや娘が不幸から解放さ
	れる
	・地獄で先祖が牢屋で苦しんでいるので,献金を行って
	先祖を牢屋から救い出しましょう。
2015年8月~201	先祖解怨・先祖祝福のため献金を繰り返した。
8年9月	献金総額は4972万円
2019年9月	献金の返還を求めた結果600万円で和解した。
2022年7月	安倍元総理銃撃事件が勃発し、家庭連合に対する批判
	報道が行われたことから,弁護士を立てて更なる返金交
	渉を行った。家庭連合側は,献金総額は1119万円である
	と主張した。
2022年11月	岸田首相が国会質疑で,宗教団体が信者に対して献金
	返還を求めないとの念書を作成させた場合,献金勧誘行
	為の違法性認定要素となると答弁した。これを踏まえ,
	Aの弁護士は,先の和解(特に600万円以外の献金につ
	いて返金を求めないとの合意)は無効だと主張した。
2022年12月	2400万円で和解が成立した。

Aの陳述書の柱となる筋書きは、Aの娘が鬱病などの複数の精神病を患っており、これがAが抱える最大の悩みであって、「どうにかして娘の病気を改善させる方法はないか」と常々思っていたところ、家庭連合信者から、「娘の病気は先祖の怨念によるものであり、先祖を救うことで因縁から解放され、あなたや娘が不幸から解き放たれる」などと言われて不安を煽られ、言われるがままに献金したというものであった。

# (2) Aの陳述書における供述の虚偽性

Aの陳述書における供述の虚偽性は以下の事実から明らかであった。

① Aと関わった現役信者らから聴取り調査をしたところ, Aの娘の服装, 髪型,素行,生活態度が女性らしくなく,それが原因で婚期を逸してしまったこと, Aが娘との関係性に苦慮していることについては聞かされ

ていたが、娘が鬱病等の精神病を患っているなどという話は誰一人聞いたことがなかった。したがって、娘の精神病をもとに献金を迫るということ自体、全くあり得ないことであった。娘が婚期を逸してしまい結婚できないことがAの最大の悩みであったというのは、A自身が 2018 年に記した文書(証拠提出済み)からも明らかであった。また、誰もAに対し、先祖が地獄にいるから献金して先祖を解怨して因縁を解かなければならないなどと言ってはいなかった。

- ②2016年にAが記した証文(証拠提出済み)には、Aの娘が大手企業に勤務しており、上司からその能力を高く評価され、安倍首相(当時)の中東訪問に際し、会社から特に抜擢されてプロジェクトに参加したとの記載があり、Aと関わった現役信者らは娘の有能な働きぶりについてAから何度も聞かされていた。大企業で活躍するバリバリのキャリア・ウーマンが鬱病等の精神病を患っていたとはおよそ考えられなかった。
- ③2019年9月にAが教会に対して献金の返金交渉を行った際,Aは以下の 発言を行ったが,娘が鬱病等の精神病を患っていたとか,このことを元 に献金するよう言われた,あるいは先祖の因縁や地獄の恐怖で献金させ られたなどという話は一切出なかった(録音データ)。
  - ・娘は会社では新人教育を担当しており、無能な新人の教育が同人にとって非常にストレスであった。
  - ・娘は毎日のように仲間と連れだって野球観戦に行ったり酒を飲み歩く などし、部屋が酒の臭いで充満していた。
  - ・娘の皮膚病(軽いアトピー性皮膚炎)が治ったり、素行が直ったり、 態度が明るくなったり、見かけが良くなるということが少しも感じら れなかったので、結果として、自分は家庭連合に騙されたことになる。 先祖解怨等の献金は100%納得して納めた。
- ④鬱病患者に対する医師の生活指導としては「禁酒」が一般的であり、A の娘が毎日のように酒を飲み歩くのを許していたとすれば、Aが娘の鬱 病を治したいという思いを持っていたとはおよそ考えられなかった。
- ⑤ Aの弁護士(全国霊感商法対策弁護士連絡会所属)が 2022 年 8 月 5 日付で家庭連合に送った通知書には、Aが受けたとする被害について記載されていたが、娘が鬱病等の精神病を患っていたとか、このことをもとに

献金するよう言われたとは一切書かれていなかった。

- ⑥ Aが,結婚できずにいる弟のために,家庭連合の儀式である霊肉祝福(霊人との結婚式)を行ったところ,弟が結婚相手のことを夢や幻で見るようになった。また,結婚式の主礼の男性を夢で見たというので,文鮮明師の写真を弟に見せたところ,弟は「この人だ」と答えた(弟は姉に言われて霊肉祝福を受けただけで,家庭連合の教義を学んでおらず,文鮮明師のことも知らなかった)。弟が語る実にリアルで具体的な霊的証しにいたく感動したAは,霊界にいる弟の結婚相手「Mちゃん」に宛てた手紙(証拠提出済み)を書いたほどであった。
- ⑦現役信者らの話によると、Aは仮想通貨詐欺に遭って大金を失った後、別の信仰を持つに至ったとのことであった。Aが詐欺で失った金を補い別の宗教に使うために家庭連合に献金返還を求めたことが判明した。Aの弁護士が返還を求めた献金には、2016年7月29日付694万2380円が含まれていた。しかし、この時期にAが献金した事実はなく、そもそも10円単位の献金など考えられなかった。これは、銀行の取引履歴を元にした架空請求であり、仮想通貨投資に充てた送金及び送金手数料を献金と偽って請求しているものと推察された。

#### (3) Aに対する証人尋問の結果

Aに対する証人尋問の結果、Aは、上記「(2)」の「②」の証文の記載内容が真実であること、「③」の発言内容が事実であったこと、「⑥」の弟の証が実際に起きたことを認め、弟に関しては霊肉祝福を受けて良かったと今でも思っていると答えた。また、「⑦」に関して、694万2380円が献金であるかどうかは分からない旨証言し、仮想通貨詐欺で大金を失った事実及び他の宗教にて先祖解怨した事実を認めた。

2015 年 8 月に家系図を元に先祖が地獄にいるなどの話を聞かされたとの 点については、具体的にどんな話をされたのかと問われても、Aはほとん ど答えることができなかった。陳述書には約 20 行に亘って長々と記してあ る様々な脅し文言をAが供述できなかったということは、同記述が捏造さ れた作文であることを如実に示していた。他方で、献金時には 100%納得し てやったこと、納得の上で献金したが期待した効果が表れなかったので返 金を求めたものであることを認めた(上記(2)③)。さらに、陳述書には、 先祖が地獄にいると言われて献金を迫られたと書いてあったが、Aは、幼 少時から自分に酷い虐待をしてきた母親に対し、本音では「地獄に墜ちて 欲しい」と思うほど憎んでいたにもかかわらず、それでも敢えて母親に霊 肉祝福を受けさせた理由に関し、先祖が地獄で苦しんでいるかどうかは自 分の関心事ではなく、家庭連合で霊肉祝福、先祖解怨・先祖祝福などを行 った目的が、あくまでも霊界の働きにより現世の自分や家族が抱える課題 の解決を期待する「現世利益」にあったと認めた。

陳述書上は最大の悩みとされた娘の鬱病等の精神病について証人尋問で 問い質されると、Aは「娘が20歳前後に一度精神科を受診しただけ」、「精 神病というよりも、私と娘とのその関係を改善したかった」と供述した。 しかも、Aは、「私が浅はかで、行ったら何か解決策が見つかるかと思っ て行かせてしまった」などと述べ、娘との関係改善の糸口を求めて精神科 を受診させたに過ぎなかった事実を認め、当時の娘の精神状態について「余 り明るくなかった」という程度のことしか供述しなかった(これは、家庭 連合側の反対尋問で娘の精神病罹患事実を崩されたことに慌てた文科省側 がフォローを試みて行った再主尋問に対するAの回答である)。娘が精神 科を受診したとされる 20 歳前後というのは 2003 年頃のことであり、Aが 家庭連合に出会う12年も前のことであるが、その間、娘は精神科を受診す ることも治療を受けることもなかったのである。Aが述べた「私が浅はか で,行ったら何か解決策が見つかるかと思って行かせてしまった」という のは、本来、精神科に行かせるべきではなかったのに行かせてしまって却 って結果が悪かったことを意味している。即ち、実際には娘は精神病では ないにもかかわらず、精神科を受診することで親子関係を改善する何らか の糸口が見つかるのではないかと軽率に考えたが、逆の結果を招いたとい うのである。当然ながら、その後、娘が精神科を受診することは一切なか ったのであり、それどころか、今日に至るまで(尋問時も会社在職)やり 手のキャリア・ウーマンとして大企業で働き続けているのである。

そして、Aは、陳述書の内容を確認した上で署名捺印したのかどうかについて、証人尋問で確認を受けると、「細かくは読んでいなかった」と回答した。要するに、陳述書にはAの認識と異なる箇所があり得るということである。

以上の通り、Aが勧誘を受けた当時、娘が鬱病などの複数の精神病を患っており、そのことが当時抱えていた最大の悩みであって、「どうにかして娘の病気を改善させる方法はないか」と常々思っていたとか、娘の精神病が先祖の怨念によるものと脅されたとか、家系図を元に先祖が地獄で苦しんでいるから彼らを解放して救い出し、因縁を断たなければならないと言われたなどとする陳述書の記載の全てが文科省捏造に係る悪質な作文であり、本人の認識にはない捏造の虚偽事実であることが明らかとなった。

## 2. Bに対する証人尋問

# (1) Bの陳述書での供述内容

Bは1955年生まれの女性で2023年7月に陳述書を作成した当時68歳の元信者であった。Bの陳述書には以下の経緯が記されていた。

時期	出来事
2004年頃	K県で働いていた際に職場の同僚からの誘いで家庭連合
	の教義を学び始めた。
	18万円で印鑑購入
2005年9月	Y県U市に転居し,家に尋ねてきた信者らからの勧誘
	を受け、ビデオセンターで家庭連合の教義を学び、「統一
	教会に献金をすることで徳を積み,天国に行くことができ
	る」という教義に従って献金した。
2006年頃	Bの兄が自殺していたことを理由にT基台長から以下
	の因縁話をされて恐くなり、弥勒像を購入した。
	・自殺した人は地獄に行く
	・兄は霊界で苦しんでいるので,地獄から引き上げなけれ
	ばならない。そのために弥勒菩薩を授かりなさい
	・お兄さんを地獄から引き上げれば家族も幸せになる
	・弥勒像の値段は180万円だが,既に80万円献金していた
	ので,100万円で良い。
	弥勒像購入の1ヶ月後,生活が苦しくなりT基台長に10
	0万円の返還を求めたが拒否された。

	T基台長から,兄は地獄で苦しんでいるなどと言われ
	兄ら3名を特別解怨し献金36万円を支払った(12万円×3
	体)。
2007年12月	展示会でネックレスとイヤリングを27万円で購入
2013年頃	展示会で磁気ネックレス2本を11万~12万円で購入
2013年7月	展示会でペンダントを30万円で購入
2014年	80万円献金
2016年	訪韓ツアー7万円
2019年	強く勧められて先祖解怨のため30万円献金
	T基台長から怒られて父母経のため40万円献金
2021年	7万2000円献金
2010年~2021年	奉献書献金5万円(5000円×10回)
2015年~2022年	体に良いと言われ高麗人参エキス3個購入(合計18万円

# (2) Bの陳述書における供述の虚偽性

以下の事実から、Bの陳述書における供述の虚偽性は明らかであった。

① Bと関わった現役信者らの話によると、Bが「K県のビデオセンターで見た弥勒像が欲しい、欲しい」と何度も言っていたため、信徒らが探してきた弥勒像をBが最初にした献金に対する記念品として贈呈したが、このときにBがした献金は100万円であって、180万円ではないということであった。また、これら現役信者の誰も、Bの兄が自殺したと聞いた者はいなかった。2023年2月22日付で全国霊感商法対策弁護士連絡会(以下、「全国弁連」という。)の弁護士が家庭連合に送った通知書にも、兄の自殺のことは一切触れられていなかった。

韓国にある清平修練苑の記録(証拠提出済み)によると、兄の特別解怨がされたのは2013年1月であり、弥勒像の贈呈がされた2006年の7年後のことであって、残りの2名の特別解怨を行ったのはさらにその数年後のことで、これらも同時ではなく別々の機会(2017年、2019年)に行われたものであった。2006年に3名の特別解怨献金36万円(12万円×3)を納めた(陳述書には「現金36万円をTに交付した」とまで具体的に記載)というのが虚偽であることは客観的に明らかであった。B

は、弥勒像贈呈の際の100万円の献金の1ヶ月後に生活苦から献金返還を求めたと供述しているが、それと同じ時期に36万円の献金をしたというのも実に不合理な主張であった。そもそも亡兄の救いのため弥勒像を購入したのであれば、何故に直後に亡兄の特別解怨をしたのか説明がつかない。

- ② Bは、「アベル・カインの教義」のためにアベルであるTに逆らえなかった(マインド・コントロール)とか、Tから怒られて献金したと陳述書で述べているが、Tをはじめとする現役信者らの話によると、これらは全く事実無根ということであった。むしろ、Bは、2017年に自らの信仰証言をしたビデオ(証拠提出済み)において、Tのことを深く信頼し、「自分が病気で入院中にもTが見舞いに来てくれて本当に良くして下さった」と言って心から感謝の言葉を述べていたほどであった。
- ③ B が家庭連合の儀式(祝福式等)に参加したとき笑顔で写っている写真 (証拠提出済み)が複数あった。
- ④ 2008 年~2011 年の間、B は家庭連合を離れて創価学会の信仰を持つようになった。ところが、創価学会の人の指示で弥勒像を山中で壊した直後に長男が暴力事件を起こしたことから、B は両事実が関連すると考えて恐ろしくなり、深く悔い改めて家庭連合に戻ると、「神様をもう裏切りません、あなたたちを絶対に裏切りません」と言って涙ながらに誓った。そのときの心境について吐露したBの上記証言ビデオでは、「創価学会」という団体名にこそ触れなかったが、「何年も行ったり来たりの繰り返しをしていくうちに自分が病気になってしまった」、「このぶれない気持ちをしっかり持って行く」、「こうして教会に来させて頂くことは、本当にありがたく思っています」と述べていた。

#### (3) Bに対する証人尋問の結果

上記「(2)」の「(1)」~「(2)」に関し、Bは証人尋問において、以下の通り供述した。

上記「①」との関係で、兄ら3人に対する特別解怨を行うに際し、T基 台長から具体的に何と言われたかと問われたBは、陳述書に書かれた内容 を全く答えられず、それどころか、陳述書に何と書いてあるかも「分かり ません」と述べ、陳述書には自身の記憶にないことが書かれている旨供述 した。また、Bが弥勒像購入原資とされる兄の保険金が 100 万円であったことなど、弥勒像のため支払った金額が 100 万円であったことを実質的に認め、最後は、これが弥勒像の購入代金ではなく献金であったことも認めた。

「②」に関し、Bは、「カインが何故アベルに従わなければならないのか」とその理由を問われても、全く答えられなかった。それどころか、アベルとカインのことが聖書のどこに記載されているかも答えることができず、「アベルとカインの親は誰か」と問われても、答えることができなかった。要するに、「アベル・カインの教義によるマインド・コントロールゆえにTに逆らえなかった」というのは文科省創作による虚構であることが明らかになったのである。また、Bは、「統一教会に献金をすることで徳を積み、天国に行くことができる」というのが嘘だと分かったから家庭連合に騙されたとする陳述書の内容の確認を求められ、「まだ生きているので天国に入れるかどうか分からないのでは?」との質問を受けて答えに窮すると、「細かいことは分からない」と言って居直った。

「③」に関してBは、儀式(独身祝福、霊肉祝福)に参加したときに笑顔で写っている写真を法廷で見せられ、このときは感謝し喜んでいたことを認め、信仰していたときには、祝福に希望を持っていたとも供述した。そして、先祖解怨・先祖祝福については、これを行った他の信徒による素晴らしい証しがあったという話しを聞いて、自らも希望を持って取り組んでいたことも認めた。これを裏付けるものとして、Bは、安倍元首相銃撃事件発生の少し前まで、離婚した夫の家系の先祖解怨をしようと考え、長男を通して苦労して戸籍を取るなどしていた事実(「LINE」の証拠提出済み)も認めた。

「④」に関してBは、創価学会に誘われて行ったことがあるとのみ認め、同会の信仰をしていたことは否認し、長男が暴力事件を起こしたことも否認した。しかし、創価学会の人と一緒に弥勒像を壊しに山に行ったこと、弥勒像を壊した直後に家庭連合に戻った事実は認めており、仏像や仏壇を壊すのは創価学会に特有の行為であるため、Bが家庭連合を一時離れて創価学会の信仰をしていた事実を実質的に認める結果となった。上記引用したBの証言ビデオの内容(「何年も行ったり来たりの繰り返し」、「ぶれ

ない気持ち」)から見てもこれは明らかであり、実際、同ビデオ証言内容を法廷で指摘されたBは慌てふためいて答えに窮するに至った。文科省は、本件裁判で、「家庭連合を離れると不幸になったり地獄に落ちるという恐怖心のゆえに信者らは家庭連合の信仰を辞められなかった(マインド・コントロール)」と主張し、Bの陳述書にも同旨の記載をしていたため、Bが自由意思により家庭連合を離れて創価学会で信仰をしていた事実及び自由意思により家庭連合に再び戻ってきて信仰をしていた事実を何としても隠したかったのである。B自身による比較・選択の結果、解散命令申立ての対象となっていない創価学会よりも解散命令申立ての対象となっている家庭連合の教えの方がBにとって魂の救済に資する教えであると判断して行動していたという事実は、文科省としては、誠に「不都合な真実」であり、絶対に裁判所に隠しておきたい事実であった。そこで、文科省は、証人出廷に当たってBを指導し、創価学会の信仰をしていた事実を頑強に否認させたのである。実際、文科省側のBに対する証人尋問では、この点に関連する明らかな偽証教唆・共謀と認められる問答がいくつかあった。

# 3. A及びBの各陳述書作成に見られる共通性

AとBはともに下記①~③の経過を辿っているが、①⇒②⇒③と段階を経るごとに主張・供述内容の虚構性・悪質性が増し加わっている点において共通している。

- ①弁護士介入前の当事者間交渉
- ②全国弁連の弁護士による通知書送付
- ③文科省担当者による陳述書作成

陳述書の作成に関し、Aは、自身が陳述書に署名捺印した際、「細かくは読んでいなかった。」と供述し、Bは、「一応読みました。自分の中ではそう思っていました。」と言いながら、他方で陳述書には自分に記憶にないことが書かれていることを認めた。両名の陳述書に対する認識・供述から見ても、上記1及び2で明らかにした通り、文科省によって彼らの供述が勝手に捏造された事実が強く推認される。

## 4. 文科省提出陳述書全般に見られる虚偽

実は、A、B以外の者の陳述書について、文科省の担当者が勝手に虚偽の内容を書き加えたものや、本人の知らないところで勝手に作成されたものがあることも判明している。

# (1) Cの陳述書

家庭連合信者C(当時65歳の男性)によると、文科省担当者は陳述書作 成の意図を告げずにCから体験談を聞き出し、その内容を元に 2023 年 9 月 20 日付でC名義の陳述書を作成し、裁判所に提出した。Cは、後日、家 庭連合側からの連絡で,このことを知った。Cが陳述書を読んだところ, 自分が実際には話していない内容が複数記載されていた。即ち,実際には, Cは自由意思によって信仰し、献金を行い、祝福式に参加するなどの活動 を行ったものであったが、陳述書には、「先祖因縁で不幸になる」「地獄 に墜ちる」などと言われ、恐怖心から多額の献金をしたり、物品を購入し たり、合同結婚式に参加するなどしたと虚偽の事実が書かれていた。例え ば、Cは、「(合同結婚式に)参加したいって言って、行った」、「結婚 式を受けるのにはどうしたらいいですか?って言って教会の敷居を跨いだ のが私です。」と述べているのに対し、文科省がC名義で作成した陳述書 には、「合同結婚式に参加しないと、私の家系は、先祖の因縁により不幸 になるのではないかと思い、不安になりました。私は、そのような不安を 解消するためにも、合同結婚式に参加することにしたのです。」という1 80度異なる酷い虚偽が記載されていたのである。Cは,「はっきり言い ますけど,それ(陳述書)は私書いたものじゃないですよ。」と断言して いる。

そして、文科省による陳述書の作成過程の悪質さを知る上で特筆すべきは、Cが「(自分に対し)裁判所から出廷命令が来ないか」と同省職員に尋ねたところ、同職員がこれを否定したという事実である。要するに、文科省は、「まさか陳述書名義人が解散命令裁判において法廷で反対尋問に晒されることはないだろう」と高をくくり、家庭連合を陥れるという邪な目的を遂げるため、妄想たくましくあらん限りの虚偽を盛り込んだ陳述書を捏造していたのである。なぜならば、供述人が反対尋問に晒されなければ、陳述書の文面上だけの応酬となり、嘘であっても「言った、言わない」で押し切れる可能性があるからである。「嘘はバレないだろう」と安易に

見込んだ文科省の浅はかさは、嘘が露見した今となっては実に滑稽という ほかない。

Cは, 家庭連合側から陳述書を提出し, 文科省が勝手に書いた箇所の削除を求めた。

# (2) Dの陳述書

Dは91歳の元女性信者で、信仰心に基づき自由意思によって統一教会に入会し、献金等を捧げ、娘や夫を伝道し、長年熱心な信仰生活を続けた。ところが、安倍元総理銃撃事件後のメディア報道によって扇動された息子達から強い反対を受け、高齢のために抵抗できず、家庭連合を脱会した。しかし、信仰は失っていなかった。

文科省は、D名義の34頁にも及ぶ分厚い陳述書(2023年12月23日付)を裁判所に提出していた。他方、息子達の主導でD名義による献金返還請求手続も行われていた。このことを知った娘がDに会って話を聞いたところ、Dは、陳述書を作成したことはないし、献金返還も望んでいないと答えた。陳述書も、息子らと文科省担当者が勝手に作成したものだろうとのことであった。陳述書内容は、事実と全く異なるものであった。特に、陳述書には、Dの夫が先祖の因縁で鬱病になったと言われてビデオセンターに勧誘され、壺を購入させられたとの記載があったが、夫の鬱病は1959年のことで、2ヶ月で回復しており、Dが家庭連合の信者に勧誘された1985年の26年前のことだった。

家族の鬱病が先祖の因縁のせいだと説かれ、それを理由に物品購入を求められたと虚構する点は、Aの陳述書における事実捏造と全く同様の手口である。

## (3) A~D以外の陳述書について

A~D以外の陳述書においても、『金太郎飴』宜しく判で押したように「先祖の因縁」、「地獄の恐怖」、「アダム・イブ(家庭連合では「エバ」と言う)」、「神父(家庭連合では牧会者を「神父」とは言わない)」、「アベル・カインの教え」、「統一教会に献金して徳積みすれば天国に行ける」、「統一教会を離れると不幸になる、地獄に落ちる」、「マインド・コントロール」、「洗脳」、「統一教会を解散させて欲しい」といった言葉やフレーズが執拗に繰り返し使われ、文科省が、予め一定の供述の型

を用意し、本人の認識と異なる内容虚偽の陳述書をその型に嵌め込んで意図的・組織的に捏造した事実は明らかであった。本件裁判で、家庭連合は、文科省提出の陳述書がこれら決められた型に嵌め込む手法で作成されている事実を各類型毎に供述を分類して纏めた別表を作成・提出している。この表を見ると、文科省が行った組織的な虚偽陳述書の捏造は一目瞭然である。そもそも、通常の判断力と人生経験を有する成人が、「先祖の因縁」、「地獄の恐怖」といった話に怯えて「信仰」という人生における極めて重要な意思決定をすることはあり得ない。上記は、元々、「神のため」、「人類のため」、「世界平和のため」という信仰的動機に基づいて自由意思で行った献金等を巡り、背教者と化した元信者が損害賠償請求を行うに当たり、殊更に請求を理由あらしめるために全国弁連が弄してきた手法にほかならず、宗教法人解散命令申立事件において、こうした悪質な手法が国家権力により模倣され悪用されるということは絶対にあってはならないことである。

## 5. 総括

以上,文科省が,意図的・組織的に虚偽事実を記載した陳述書を捏造したのは,それがなければ,家庭連合に対する解散命令申立てをすることができず,かつ,同裁判に勝てないと同省が判断したからにほかならない。嘘とインチキで証拠を捏造してまで宗教法人の解散命令を申し立てた文科省の罪は極めて重いと言わざるを得ない。本件解散命令申立事件の審理の過程で,解散命令の根拠となる陳述書が虚偽捏造であったという事実が明らかになった以上,本来であれば,かつて英国政府が統一教会の慈善団体資格剥奪を求める訴えを1984年に提起しながら,政府側証人(背教者やディプログラマー)の証言の虚偽性が明らかになったため1988年に訴えを取り下げたように,文科省も潔く本件申立てを取り下げるべきであった。しかしながら,文科省にそのような姿勢は微塵も窺えない。虚偽捏造による家庭連合陥れを画策し,その虚偽捏造の事実が裁判で明らかになったにもかかわらず,本件裁判をなおも続行する文科省の姿勢は極めて悪質であり,英国政府がかつてとった公正にして潔い対応との比較において,「国家の品格」を国際社会から問われることは必定である。いずれにせよ,文科省

による犯罪の全貌が余すところなく記録された本件事件記録は永久保存に 指定されることが確実に見込まれるところ,同省が厳しい「歴史の審判」 を受ける日がやがて訪れることに疑いの余地はない。

以上